

# 障害者雇用変動報告書について

～直近の6月1日現在の障害者雇用状況報告書の提出以降に「変動」のあった場合の報告です～

事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の状況を「障害者雇用状況報告書」により本社の所在地を管轄する公共職業安定所長に報告することが義務付けられています。

## 「障害者雇用変動報告書」って何？

直近の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」による報告以降に「変動」が生じた場合、「障害者雇用変動報告書」(HPよりダウンロード)によりその都度ご報告をお願いいたします。

## 「変動」とは

障害者の不足数（障害者雇用状況報告書の⑫欄）が

- ① 不足であったものが0人（不足無し）となった場合
- ② 0人（不足無し）であったものが不足となった場合

## 「障害者雇用変動報告書」の入手方法

- ① 「ハローワーク宮」と検索エンジンで検索し「ハローワーク宮」をクリック
- ② 「・事業主の方へ」をクリック
- ③ 事業主の方へ中の雇用指導等の「障害者雇用変動報告書」をクリックダウンロード

 **変動した場合は報告してください。**

「障害者雇用変動報告書」を入力し印刷したものを下記あてへ提出してください。

問合せ Tel 0586-45-2048 内線96まで  
Fax 0586-45-3642